

労災保険一人親方の特別加入制度について

1. 一人親方は、下請けの場合でも労災はききません。
 - 1) 元請が労災保険に加入していても、一人親方には労災保険は適用されません。
 - 2) すなわち一人親方の場合は、特別加入をすることによって初めて労災保険の給付を受けられるということになります。
2. 一人親方とは、親族のみで仕事を行うか又は年間100日未満、他人を雇用して仕事を行う人をいいます。
3. 特別加入した場合の労災給付
 - 1) 労災事故があった場合の病院での治療費 ⇒ 自己負担なし（労災から給付）
 - 2) 労災事故により働けなくなった場合、休業4日目より、申告賃金日額の80%（給付金60%+特別支給金20%）（医師が認める期間）の休業補償。※一人親方さんについては、入院の場合とお考え下さい。
 - 3) 障害が残った場合
 - イ. 障害の重い1級（申告賃金の313日分）から7級（131日分）⇒ 年金として支給
 - ロ. 障害8級（503日分）から14級（56日分）⇒ 一時金として支給
 - ハ. その他1級から14級までで342万円から8万円を特別支給金として支給
 - 4) 死亡した場合
 - イ. 扶養されていた遺族に対し、申告賃金の153日から245日分を年金として支給 ← 妻が死亡するまで・子が18歳に達するまで
 - ロ. 扶養されていた遺族がない場合、一時金として1000日分支給
 - ハ. 埋葬料 315,000円+30日分か申告賃金の60日分のどちらか高い額を支給
 - ニ. 遺族特別支給金 一律300万円支給

4. 特別加入者は、申告賃金により保険料、給付額等を算定します。
 - 1) 治療費は申告賃金額にかかわらず無料（基本期限はなし）
 - 2) その他休業、障害、死亡等の給付では申告賃金額が基礎となる。
 - 3) 保険料の計算方法は、

$$\text{申告賃金額} \times 365 (\text{日}) \times \text{料率 } 17/1,000$$

例えば

$$\text{申告賃金 } 5,000 \text{円の場合} \Rightarrow \text{保険料 } 31,025 \text{円}$$

$$\text{〃 } 7,000 \text{円} \text{ 〃} \Rightarrow \text{〃 } 43,435 \text{円}$$

- ・ 対象期間は毎年4月から翌年3月です。
- ・ 自動更新はしませんので、毎年2月中に更新の有無を確認致します。
- ・ 更新時、保険料は3月に一括払いとさせていただきます。
また、保険料以外に年会費（手数料等）として18,000円かかります。
※ 途中加入の場合は加入月から3月までの分を随時請求させていただきます。
- ・ 保険料及び年会費請求先は加入者本人又は窓口団体等を選択出来ます。

申告賃金は11種類（給付基礎日額）		
3,500	4,000	5,000
6,000	7,000	8,000
9,000	10,000	12,000
14,000	16,000	18,000
20,000		

5. 生命保険の所得保障保険の関係
 - 1) 生命保険の所得保障保険で1日10,000円保障等がありますが、その保障の期間について考えてみたことはありますか。おそらく最高で100日か120日だと思われます。
 - 2) 病院の支払いについては、たとえ1日10,000円保障されても、病院の支払いが高額になりますと、その10,000円が生きてこないのではないのでしょうか。
6. 交通事故についても保障

工作中的交通事故についても保障があります。自分がいかに多額の任意保険に入っている相手が入っていなかった場合の怖さを考え、やられ損にならないようにしなければなりません。※ただし、相手方の過失が多分にあるときは自賠責を先行して使用していただいております。

以上

詳しいことは 金沢市藤江北2丁目363番地

社会保険労務士法人 菊池事務所

労働保険事務組合 石川県労務管理協会

TEL076 (267) 8161